

## 自動車損害賠償責任保険経費計算基準細則

### 1. 現業部門における社員給与の算出

#### (1) 1件当たり処理給与額の算出

- イ. 1人当たり年間給与額を算出する際の給与総額及び所属人員数には、役職者、アルバイト及び派遣社員を含み、部支店本部に属する職員、直販社員及び集金専門社員を除く。

なお、役職者（課長・支社長・所長等）に係る管理業務相当額として役職者給与及び役職者数の15%相当を役職者給与総額及び役職者総数から控除して計算するものとする。

- ロ. 所属人員数は、年度途中における人事異動・入退社変動を考慮して、次のいずれかの算式により計算する。

毎月末現在の該当人員の12ヶ月分合計÷12（月）

（期首現在該当人員＋期末現在該当人員）÷2

- ハ. 実働時間は年間89,816分とする。

当該年間実働時間は、各社の実態調査の結果を平均したものであるから、勤務形態が大きく異なる場合には、実態に応じ実働時間を修正することができる。

- ニ. アルバイト及び派遣社員の実働時間の実態が、上記ハ. と大きく異なる場合には、1人1分当たり給与を適正化するため、上記ロ. 及びハ. によらず、年間実働時間は上記ハ. を適用した上で、アルバイト及び派遣社員の所属人員数を修正することができる。

- ホ. 年間総給与額には時間外超過勤務手当を含まない。

- ヘ. 1件当たり処理分数は次のとおりとする。

契約処理（含異動・解約・取消等） 14.0分

損害処理（一括払以外） 209分

〃（一括払・調査事務所へ送付前） 310分

〃（一括払・調査事務所から返送後） 17分

なお、損害処理（一括払以外）には、仮渡金処理を含めることとする。

#### (2) 社員給与と人材派遣料・自賠責外部委託費の区分

計算基準7. のなお書きにより社員給与から区分する人材派遣料・自賠責外部委託費は、営業費、損害調査費ごとに、次の方法により計算した額とする。

##### ・人材派遣料

社員給与に単位部支店の社員給与総額＋人材派遣料総額に占める人材派遣料総額の割合を乗じた額

・自賠責外部委託費

計算基準 7 - (3) - ②における実額プラス件数割と同様に計算した額

(3) 契約件数の把握

- イ. 自賠責保険の新契約件数は、元受保険料の計上ベースに合わせ、次年度以降責任開始の契約を除き、前年度以前に受け付けた当年度責任開始契約を加えたものとする。
- ロ. 営業費を算出する際の取扱件数には証明書再交付の年間処理件数を含める。

(4) 1 件当たりの処理分数に含まれない業務に係る社員給与

1 人当たりの年間分数は次のとおりとする。

営業費

2 4 7 分とする。

損害調査費

4 2 2 分とする。

(5) 部支店本部社員給与の賦課計算の調整

計算基準 7 - (1) - ①-a 及び②-a より、1 人当たり年間給与額の計算から除外した「役職者に係る管理業務相当額」については部支店本部給与総額に含めるものとする。

部支店本部の経費を一般管理費に計上している会社は、部支店本部の社員給与は一般管理費として配賦されるので、営業費及び損害調査費への賦課計算は行わない。

2. 現業部門における物件費の算出

(1) 物件費中固有費として個別に把握する経費

- イ. 自賠責保険の経費であることが明らかな支出で、かつ、個別に把握できるものは、固有費として計上することを原則とする。
- ロ. 給与割で賦課する経費は、費目の性格からみて、固有費の把握は困難なので、省略することができる。
- ハ. 件数割で賦課する経費は、少なくとも次の支出は個別に固有費として計上し、その他の支出は分離把握の手数が掛かるか、固有費の割合が僅少と推定される場合は、一括計算を行い、かつ、実態に応じた修正をすることができる。

証明書用紙等自賠責専用の印刷物代

銀行取扱手数料（実績不明の場合は、約定手数料単価×

銀行経由取扱件数、で計算する。）

(2) 件数割の算出に用いる元受契約件数

イ. 件数割の算出に当たり他の保険種目との費用区分の均衡を図る趣旨から、次の換算係数を適用することとする。

自賠責保険 10分の2

運送保険 会社の実態に沿った換算係数による

住宅金融支援機構物件 分担会社は月1件

ロ. 当年度1ヶ年の件数の把握が間に合わない場合は、2月末実績に前年度の3月分を加えたもので計算することができる。

3. 総括部門への共通物件費の賦課

総括部門が入居している建物の使用、管理上の共通経費（例えば、借地借家料・通信費・消耗品費中の光熱費・雑費中の清掃料等）は面積割・人員割等で総括部門へ賦課する。

ただし、これらの経費を一般管理部門の経費として一括計上している場合は、一般管理費の配賦基準によることができる。

4. 自賠責保険に賦課した経費と一般の経費区分との関係

自賠責保険に賦課した営業費又は損害調査費は、他種目に優先して行い、次のとおり計算する。

イ. 自賠責保険営業費として賦課した経費は、他種目との共通営業費の区分を設けている場合は、これから控除し、該当の経費区分がない場合は他の保険種目で業務上の関連度合いが多い種目の営業費中の固有費から控除する。

ロ. 自賠責保険損害調査費として賦課した経費は、他種目の損害調査費について上記イ. に準じて処理するが、これが困難な場合は、上記イ. の順序により営業費から控除する。

5. 経費の分類におけるその他の事業費の取扱い

その他の事業費は決算書類上は損害調査費並びに営業費及び一般管理費に含まれるが、この基準では計算体系上独立した項目として扱った。

6. 消費税の賦課

「当期に負担した消費税総額」とは、法人税法上損金に算入される「資産に係る控除対象外消費税額」（ただし、可能な限り投資用不動産分を控除する。）をいう。

## 7. 総括部門の範囲

「自賠責保険の本社業務・再保険業務等」とは、具体的には次のような業務をいう。

- ・引受指導
- ・代理店管理に係る企画・立案
- ・事務処理に係る企画・立案・指導
- ・再保険業務
- ・損害調査に係る指導・審査
- ・データ処理

## 8. 自賠責外部委託費の範囲

「自賠責外部委託費」とは、具体的には次のような業務を外部委託している場合に発生する費用をいう。

- ・新契約の申込書記載内容の点検
- ・異動・解約等の書類の受付・点検
- ・証明書綴・ステッカーの交付・回収・管理
- ・事故受付、請求書類の点検
- ・各種調査業務（事故原因・医療調査）

## 9. 経過措置

令和7年3月11日の自動車損害賠償責任保険経費計算基準改訂に伴い、一定の準備期間が必要となる自賠責保険の取扱会社がある場合は、当該準備期間が必要となる期間について、令和7年3月11日改訂内容は適用しない。その場合、令和7年3月11日改訂内容の適用開始日は令和7年4月1日からとする。

以 上